

令和4年漁期 あじ・さば漁業許可方針(案)に係る協議事項の要点

【千葉県】

第1 火光利用さば漁業

1 許可方針

改正漁業法及び県調整規則に合わせて、新しい許可方針を令和2年11月30日に制定しました。内容は従前の許可方針と変更はありませんが、公示制度等へ対応するための変更を行っております。

今回、そのうちの第4の新規の許可等に係る制限措置のうち(7)漁業を営む者の資格について「千葉県内、岩手県内、東京都内、神奈川県内又は静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が同都県の区域にある者」と改正いたします。これは、東京都、静岡県の当該漁業の許可方針と書きぶりを合わせるものです。

その他の事項につきましては、従前のとおりです。

2 令和4年漁期の許可等の上限は76隻とします(昨年同数)。

(1) 都県別の許可等の上限は以下のとおりです(昨年同数)。

岩手県：1隻、千葉県：39隻、東京都：1隻、神奈川県：20隻、
静岡県：15隻の計76隻

(2) 許可等の上限のうち大型船舶の許可等の上限は以下のとおりです(昨年同数)。

岩手県：0隻、千葉県：7隻、東京都：1隻、神奈川県：2隻、
静岡県：6隻の計16隻

3 制限措置の内容

(1) 漁業種類 火光利用さば漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 下表のとおり

(3) 船舶の総トン数 総トン数5トン以上100トン以下(旧トン数適用漁船にあっては、総トン数5トン以上70トン以下)。ただし、平成3年度及び平成4年度に実施したこの漁業に係る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶で知事が特に必要と認めたものについては、総トン数5トン以上150トン以下(旧トン数適用漁船にあっては、総トン数5トン以上100トン以下)とする。

- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
(5) 操業区域 館山市洲埼灯台中心点から富津市明鐘岬突端を経て神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を結んだ線から銚子市地先に至る間の千葉県海面
(6) 漁業時期 周年
(7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が千葉県の区域にある者	25隻
神奈川県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が神奈川県の区域にある者	2隻
静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者	6隻

- 4 許可等の申請期間は、令和3年9月16日から10月15日までとします。
5 許可の有効期間は、許可の日から令和4年10月31日までとします。
6 令和3年漁期火光利用さば漁業の、千葉県海面における漁獲成績は以下のとおりです。

許可隻数：31隻（うち操業隻数4隻）

漁獲量：2.0トン（昨年比47%）

漁獲金額：343千円（昨年比18%）

第2 敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）

1 許可方針

改正漁業法及び県調整規則に合わせて、新しい許可方針を令和2年11月30日に制定しました。内容は従前の許可方針と変更はありませんが、公示制度等へ対応するための変更を行っております。

今回、そのうちの第4の新規の許可等に係る制限措置のうち（7）漁業を営む者の資格について「千葉県内、東京都内、神奈川県内又は静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が同都県の区域にある者」と改正いたします。改正理由は火光利用さば漁業と同様です。

その他の事項につきましては、従前のおりです。

2 令和4年漁期の許可等の上限は37隻とします（昨年同数）。

都県別の許可等の上限は以下のとおりです（昨年同数）。

千葉県：7隻、東京都：1隻、神奈川県：0隻、静岡県：9隻、
調整枠：20隻の計37隻

3 制限措置の内容

（1）漁業種類 あじ・さば棒受網漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 下表のとおり

（3）船舶の総トン数 総トン数5トン以上100トン以下（旧トン数適用漁船にあっては、総トン数5トン以上70トン以下）。ただし、平成3年度及び平成4年度に実施したこの漁業に係る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶で知事が特に必要と認めたものについては、総トン数5トン以上150トン以下（旧トン数適用漁船にあっては、総トン数5トン以上100トン以下）とする。

（4）推進機関の馬力数 定めなし

（5）操業区域 いすみ市太東埼灯台中心点正東の線から館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市劔埼灯台中心点とを結んだ線に至る間の千葉県海面

（6）漁業時期 総トン数10トン未満の船舶にあっては8月1日から12月31日まで、総トン数10トン以上の船舶にあっては8月1日から10月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が千葉県の区域にある者	3隻
静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者	3隻

4 許可等の申請期間は、令和3年9月16日から10月15日までとします。

5 許可の有効期間は、許可の日から令和4年10月31日までとします。

6 令和3年漁期敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の、千葉県海面における漁獲成績は以下のとおりです。

許可隻数：5隻（うち操業隻数0隻）

漁獲量：0トン（昨年と同様）

漁獲金額：0千円（昨年と同様）